

中国中学校体育連盟規約

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟は、中国中学校体育連盟と称する。
第 2 条 本連盟の事務局は、会長所在の県に置く。

第 2 章 組 織

- 第 3 条 本連盟は、中国 5 県の各県中体連をもって組織する。

第 3 章 目 的

- 第 4 条 本連盟は、中学校体育の充実を図り、中学校スポーツの正常な発展を促進するため必要な研究・連絡・事業を行うことを目的とする。

第 4 章 事 業

- 第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
(1) 体育に関する協議、調査研究。
(2) 中国中学校選手権大会の開催。
(3) (公財)日本中学校体育連盟ならびに関係諸団体との連絡。
(4) その他、目的達成のため必要な事項。

第 5 章 役員ならびに役員の任務

- 第 6 条 本連盟に下記の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副会長 4 名
(3) 理事長 1 名
(4) 調査研究理事 1 名
(5) 理 事 1 0 名 (各県 2 名)
- 第 7 条 会長は、当番県会長があたり本連盟を代表し会務を統轄する。また、(公財)日本中学校体育連盟の理事となる。
- 第 8 条 副会長は、当番県以外の会長があたり、会長を補佐し会長支障あるときはこれを代行する。
- 第 9 条 理事長は、会長在職県の理事長があたり本連盟の実務を担当する。また、(公財)日本中学校体育連盟の全国大会対策委員となる。
2 調査研究理事は理事会において互選し、(公財)日本中学校体育連盟研究大会対策委員となる。
- 第 10 条 理事は理事会を構成し会務の処理にあたる。
- 第 11 条 役員の任期は 2 年とし、補欠により就任したものは前任者の残任期間とする。
- 第 12 条 本連盟に顧問をおくことができる。顧問は理事会においてこれを推薦し会長が委嘱する。

第 6 章 会 議

第 1 3 条 会議は、すべて会長が招集する。会議は 4 県以上の出席をもって成立する。

第 1 4 条 理事会はこの連盟の執行機関であって、会長、副会長、調査研究理事、理事で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 本連盟の諸行事に関する事項。
- (2) 予算・決算に関する事項。
- (3) 各県の連絡調整。
- (4) その他必要な事項。

毎年 5 月に定例理事会を開き必要に応じ臨時に理事会・各県理事会を開くことができる。

第 1 5 条 理事会は、年 1 回専門部との合同会議を開き、専門部の意見を聞く。

第 7 章 専 門 部

第 1 6 条 本会に第 5 条に定める事業に関し専門的な調査研究を行うため、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

- 2 この組織・運営・活動は別に定める専門部規程による。

第 8 章 会 計

第 1 7 条 本連盟の経費は、各県の負担金およびその他の収入をもってあてる。

第 1 8 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 章 附 則

第 1 9 条 本規約を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 2 0 条 本規約は、昭和 3 6 年 1 2 月 9 日より実施する。

平成元年 1 2 月 8 日一部改訂

※ 申し合わせ 当番県の順序は、山口(37年度)・広島・岡山・鳥取・島根の順とする。

※ 改訂経過	昭和 4 8 年		第一次改訂	第 1 1 条 役員の任期
	昭和 5 6 年	3 月 5 日	第二次改訂	第 1 条～第 3 条以外の一部改訂および第 12 条、第 16 条の追加
	昭和 6 1 年	3 月 4 日	第三次改訂	第 6 条、第 9 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条の一部改訂
	平成 2 年	2 月 2 7 日	第四次改訂	第 5 条、第 7 条、第 9 条の全国中学校体育連盟を(財)日本中学校体育連盟に改訂
				第 7 章第 16 条 専門部を挿入
				第 7 章、第 8 章を第 8 章、第 9 章に改訂
				第 10 条、第 14 条の一部改訂
	平成 2 1 年	2 月 2 6 日	第五次改訂	第 9 条 2 の一部改訂